

「介護職員処遇改善交付金事業及び福祉・介護職員処遇改善交付金事業」

平成 21 年度取り扱い要領

(目的)

- 1 国より特別交付される「介護職員処遇改善交付金事業（介護保険法による事業）及び福祉・介護職員処遇改善交付金事業（障害者自立支援法による事業）」による交付金を原資として、以下に定める処遇改善手当（以下「手当」という。）を支給する。その取扱いについては次のとおりとする。

(対象職員)

- 2 手当は、介護事業所の職員 I 種以外の従事職員で、職種や雇用形態に関係なく支給する。ただし、当該月度に勤務していない場合は当該月度のみ支給しない。

(支給期間)

- 3 手当の支給年度区分は、交付金事業実施要領（「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」並びに「福祉・介護人材の処遇改善交付金事業事務取扱要領」）に定める期間とする。

(支給額)

- 4 毎月の交付金から、手当を除いて平成 20 年度後期と比した処遇改善額に相当する比率（平成 21 年度については 49%）を乗じた額を除した額をその月に在籍する交付対象職員数で除した額（1 円未満切上）を均等に支給する。

(交付金対象外職員の財源)

- 5 厚生労働省が示す交付金対象職員以外の介護事業に従事する職員への手当の財源は、介護保険収入を充当する。

(兼務職員の取り扱い)

- 6 介護保険事業と障害者自立支援事業を兼務している職員については、障害者自立支援事業の報酬決定額に交付率を乗じて得た額を兼務職員数で除して得た額を支給し、その差額については「介護職員処遇改善交付金」及び「介護保険収入」により拠出する。

(手当の支給日)

- 7 手当は毎月の給与及び賃金支給日に加算して支給する。ただし、平成 21 年度については平成 22 年 3 月末に平成 21 年 10 月から平成 22 年 1 月までの分を一括して支給する。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 26 日に定め、施行する。

「介護職員処遇改善交付金事業及び福祉・介護職員処遇改善交付金事業」

平成 22 年度取り扱い要領

(目的)

- 1 国より特別交付される「介護職員処遇改善交付金事業（介護保険法による事業）及び福祉・介護職員処遇改善交付金事業（障害者自立支援法による事業）」による交付金を原資として、以下に定める処遇改善手当（以下「手当」という。）を支給する。その取扱いについては次のとおりとする。

(対象職員)

- 2 手当は、介護事業所の職員 I 種以外の従事職員で、職種や雇用形態に関係なく支給する。ただし、当該月度に勤務していない場合は当該月度のみ支給しない。

(支給期間)

- 3 手当の支給年度区分は、交付金事業実施要領（「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」並びに「福祉・介護人材の処遇改善交付金事業事務取扱要領」）に定める期間とする。

(支給額)

- 4 毎月の交付金から、手当を除いて平成 20 年度後期と比した処遇改善額に相当する比率（平成 22 年度については 0%）を乗じた額を除した額をその月に在籍する交付対象職員数で除した額（1 円未満切上）を均等に支給する。

(交付金対象外職員の財源)

- 5 厚生労働省が示す交付金対象職員以外の介護事業に従事する職員への手当の財源は、介護保険収入を充当する。

(兼務職員の取り扱い)

- 6 介護保険事業と障害者自立支援事業を兼務している職員については、障害者自立支援事業の報酬決定額に交付率を乗じて得た額を兼務職員数で除して得た額を支給し、その差額については「介護職員処遇改善交付金」及び「介護保険収入」により拠出する。

(手当の支給日)

- 7 手当は毎月の給与及び賃金支給日に加算して支給する。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 26 日に定め、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。